

# コミュニティ回収を利用して、 “マンション”で 古紙や古着を回収しませんか？



新聞、ダンボール、  
雑誌み等



古着類

所有・管理しているマンションで古紙類・古着類等の集団回収をはじめませんか？  
京都市では、**助成金を交付して**資源物回収に必要な経費の支援を行っています。



びん類  
(ワンウェイびん)

## 「リサイクルできる紙類」の分別を義務化しています！

京都市では、平成27年10月からごみ半減をめざす「しまつのころ条例」をスタートし、ごみの減量と資源物の分別・リサイクルの更なる促進を図るため、「リサイクルできる紙類」などの資源物を必ず分別していただくこと（分別の義務化）としています。

コミュニティ回収制度は、地域における「リサイクルできる紙類」や「古着類」などの資源物の分別・リサイクル活動を応援する制度です。

是非とも新規登録していただき、マンションでごみ減量・リサイクルに取り組みましょう！



アルミ缶・スチール缶

## コミュニティ回収制度概要

(マンション所有者・管理会社用の概要です。)

京都市内に所在し、概ね10世帯以上で、古紙類や古着類などの資源物を定期的かつ継続的に回収するマンションの活動のために、そのマンションの所有者や管理会社に助成金を交付します。  
※マンション管理組合は、住民団体として申請が可能です。(住民団体は年額上限15,000円)

### ● 回収品目

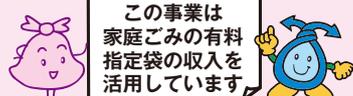
以下の品目のうち、**雑誌み**と**古着類**は、必ず回収が必要です。

- ①古紙類 [新聞、ダンボール、**雑誌み**、紙パック]  
※雑誌みには、雑誌・書籍を含みます。
- ②古着類 [古着・古布など]
- ③缶類 [アルミ缶・スチール缶]
- ④びん類 [ワンウェイびん]  
※一升びん・ビールびんなどのリユースびんは対象外
- ⑤その他 [ペットボトル、小型金属類など]

## ● マンション所有者・管理会社 助成金額

コミュニティ回収を実施するマンション数	助成金額(年額)	開始月	助成金額	
			マンション1棟目	追加1棟当たり
1棟	15,000円	4月	15,000円	5,000円
2棟	20,000円	5月	13,750円	4,600円
3棟	25,000円	6月	12,500円	4,200円
4棟	30,000円	7月	11,250円	3,800円
5棟	35,000円	8月	10,000円	3,400円
6棟	40,000円	9月	8,750円	3,000円
7棟	45,000円	10月	7,500円	2,600円
8棟以上	50,000円	11月	6,250円	2,200円
		12月	5,000円	1,800円
		1月	3,750円	1,400円
		2月	2,500円	1,000円
		3月	1,250円	500円

(注)初年度は開始月により助成金が異なり、翌年度から通年実施で4月申請の金額を交付します。また、助成金は毎年度交付申請をしていただきます。  
助成金はコミュニティ回収の実施に必要なマンションでのお知らせビラやポスターの作成費用等にご活用ください。



この事業は  
家庭ごみの有料  
指定袋の収入を  
活用しています

この印刷物は、不要になりましたら「雑誌み」としてリサイクル  
できます。コミュニティ回収等にお出しく下さい。



# 「リサイクルできる紙類」の 分別・リサイクルにご協力ください！



雑がみなどのリサイクルできる紙類は、市民の皆様の御協力で、分別が進んでいるけど、まだ年間 2.6 万トンも「燃やすごみ」で捨てられているのよ！分別・リサイクルを更に徹底することで、ごみの削減にもつながるし、ごみ袋も節約できて家計にも優しいね！



リサイクルできる紙類は、大きく「新聞」・「ダンボール」・「雑がみ(※)」・「紙パック」の4つに分けられるよ！



## (※) 雑がみの例

● 紙袋



● 包装紙



● 紙箱



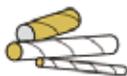
● メモ用紙  
・コピー用紙



● 封筒・はがき



● 紙の芯



● 台紙・画用紙



● カレンダー



● 雑誌



● チラシ・カタログ



### ▼応募資格▼

(1) 以下のいずれかであること。

- ・京都市内に所在するマンションの所有者
- ・京都市内に所在するマンションの所有者からマンションの管理について委託を受けている管理会社

(2) マンションは、概ね10世帯以上により構成されていること。

(3) マンションでは、資源物を定期的かつ継続的に回収すること。

(4) 資源物の回収を業として行う者(資源物回収業者)でないこと。

(5) 回収品目、回収日時等について、事前に資源物回収業者と合意済みであること。

※ 必ず開始月には回収を実施してください。

共同住宅を所有又は管理していることが分かる資料(不動産登記簿謄本、マンション管理委託契約書のコピーなど)が必要です。

### ▼お申込み・お問合せ先▼

お申込みの際は、申請書にご記入のうえ、下記に郵送又はご持参ください。

京都市環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル8階

電話：(075) 213-4960 ファックス：(075) 213-4961

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。コミュニティ回収等にお出しください。



京都市環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課  
電話：(075) 213-4960 ファックス：(075) 213-4961  
平成30年4月発行 京都市印刷物 第304032号



この印刷物は再生紙を使用しています